

は様々な問題が生じるのである。まず、そもそも相続財産の範囲で争いが生じることがある。よくあるのは、被相続人が死亡する前に相続人である親族によって多額の預貯金が引き出されているケースである。

また、相続財産の中に不動産が含まれている場合、不動産は物理的に分けることが不可能であることから、その分け方を決めることは容易ではない。相続人のうちの誰かが不動産を相続する場合、その不動産の評価を行う必要が生じる。通常、不動産を相続したい人は安く、いらぬ人は高く評価するのであるから、不動産の評価ひとつをとっても簡単なことではない。

さらに、遺産分割には特別受益と寄与分の問題がある。例えば父親と同居していた長男が、「自分は献身的な介護をしていた」といって寄与分を主張すると、今度は次男から「長男は無料で父親の家に住んでいた」と

特別受益の主張がなされ、泥沼の闘いに突入していくのである。このように、遺言を作成しないということは、残された相続人らに、回避することも可能であった大きな負担を負わせることになるのである。

**相続人の状況に合わせて財産を渡すことができる**

●遺言のメリット

①遺言は、誰にどの財産をどれだけ渡すかを指定できる

おひとりさまが増えている昨今、法定相続人がいないケースも増えている。このような方が遺言を作成していなかった場合、その財産は国庫に帰属する。それよりは親しい友人や公益社団法人等に財産を渡したいという方も多いだろう。遺言を作成すれば、自分のあげたい人に財産を残すことが可能となる。

法定相続人がいるケースでも、自宅をすでに購入している長女には金融資産を、未婚で同居中

の次女には自宅を、財産管理能力に長けている三女には収益物件を、といったように、相続人各々の状況に合わせてどの財産を渡すかを決めておける。

また、介護をしてくれた子どもには多めの財産を渡すといったように、子どもとの関係性によって渡す財産の多い少ないを決めておくことも可能である。

②遺産分割協議を省くことができる

特段、仲が悪いわけではなくとも、経済的に余裕のある者、そうでない者、親の介護をした者、親から援助を受けていた者、自分は親に愛されなかったと思っている者など、様々な背景のある者同士が話し合っただけで財産をどう分けるかを決めることは容易なことではない。

本当はもっと欲しいにもかかわらず遠慮を言えず、後でそれがわだかまりとなって、もう1人の親の相続の際に爆発するというケースも少なくない。

遺言執行者を指定すれば遺族に対する心遣いに

③相続手続きがスムーズになる

お客さまの中には「うちは相続争いは絶対に起こらない!」と言う方もいる。確かに法定相続人が1人の場合はそのとおりだ。しかしながら、そのようなケースでも遺言書を作成することで、遺言がない場合と比べて相続手続きを圧倒的にスムーズに行うことができるのである。

まず、ご家庭によっては故人がどのような財産を持っていたかを把握しておらず、相続開始後に財産の調査から始めなければならぬ場合もある。遺言の中で財産を整理してくれば相続人の負担は大きく軽減される。

また、遺言の中で弁護士や銀行等の専門家を遺言執行者に指定し、相続手続きを代行させることができる。これにより遺言の内容を確実に実現させるとともに、悲しみにくれる間もなく

# 「渡したい」ニーズを叶える手段と活用方法

本稿では希望どおりの遺産分割を実現できる相続対策の手法について、そのメリット・注意点や具体的な活用方法について解説する。



## 遺言

### 遺産分割対策としても相続争い対策としても有用

赤坂山王総合法律事務所・弁護士 松本徹子

#### 分割対策における「遺言」のメリット

●遺言の位置づけ

「渡したい」ニーズを叶える手段として、まず検討するのは「遺言」であろう。

その他の手段として考えられる「生命保険」については、渡せる資産が現金に限られること、また渡す相手も近親者に限られるといった制約がある。一方で代償分割の資金としての有用性など様々なメリットがある。したがって、遺言とセットで検討されたい。

「信託」については、受益者連続信託等、遺言ではできなかったお客さまの様々なニーズに応えることができ、非常に大きな可能性がある。しかしながら、お客さまに提案しても、未知なものに対する心理的抵抗やスキームの複雑さから理解が得られないというケースもあり、遺産で対応可能な場合には遺言の作成をお勧めしているのが現状ではないだろうか。

いずれにせよお客さまの財産全体について、死後の行き先を決めておける遺言は、遺産分割対策としても相続争い対策としても実効性の高い手段である。

遺産の範囲・評価額を巡り話し合いが難航することも

●遺言を作成しないこと:

仮に遺言を作成しなかった場合、民法によって定められた法定相続人が法定相続分どおりに相続する。簡単そうに聞こえるが、ご存じのとおり、実際にはそう簡単なことではない。

遺言が作成されなかった場合、相続財産をどう分割するかについて、まずは法定相続人の間で遺産分割協議、つまり話し合いが行われる。話がまとまらなければ家庭裁判所で遺産分割調停が行われる。これも話し合いであり、ここでもまとまらなければ審判すなわち裁判所が決定する。

筆者のところへお客さまが遺産分割の相談に来た際には「事件が終わるまでに3年はかかると思ってください」とお話しする。お客さまは、そんなに長い時間がかかるのかとびつくりされる。しかし実際、遺産分割に